

道路法(車両制限令)遵守のお願い

～ 高さ・長さ超過は未然に防ぐことができます ～

自動車を積載する車両の 長さ・高さ超過違反が増加中

年々、道路法(車両制限令)に違反し措置命令を受ける車両が増加しており、中でも長さ超過違反の大半が車両(商品自動車等)の積載によるものです。これは、全体の58%を占め、長さ違反と同時に高さ違反となる傾向があります。

1位 車両(商品自動車等) 58%

2位 鋼製品 22%

3位 木材 3%

(機構発出の措置命令書(H24年度)の長さ違反の積載物より)

違反を未然に防ぐには

許可証を
お持ちの場合

積荷の情報(重量・寸法・形状など)の事前確認

- ①事前に積荷の情報を把握し、積荷に見合った車両を選択しましょう。
- ②寸法が超過する場合、積荷を分割するなどの措置を行いましょう。
- ③許可値を超過すると、法令違反になることを依頼者へ伝えましょう。

許可証を
お持ちでない場合

まず、許可証の申請をしましょう。

特殊車両を通行させようとするときは、道路管理者が発行する許可証が必要です。お近くの窓口またはオンラインにての申請をお願いします。
※ その際、積荷の情報(予定)を十分確認して申請してください。

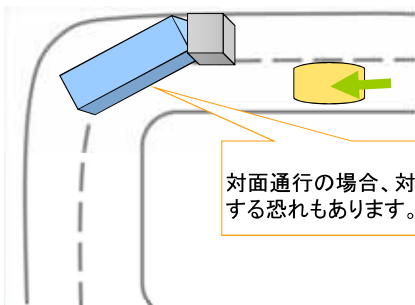
(申請窓口、オンライン申請に関する詳細、その他特殊車両に関する事項は、国土交通省 関東地方整備局HP(<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)をご参照下さい。)

確認1

長さや高さの制限値を超過して走行すると他の車両に対し、どのような影響があるのでしょうか？

● 長さや最小回転半径が制限値を超過している場合

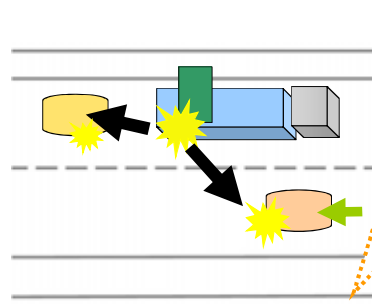
曲線部や交差点を通行する際、他の車線に、はみ出して走行している可能性があります。車線をはみ出した状態での走行は、後方車両の視界を遮り大変危険です。



対面通行の場合、対向車へ衝突する恐れもあります。

● 高さが制限値を超過している場合

トンネル等を通行する際、構造物や工事中の足場、設置看板等に積荷が衝突する可能性があります。高さの制限を越えた積載物を落とすと走行車両の妨げとなり、大変危険です。



事故事例

H20.10.23、高鷲トンネルにてキャリアカーが走行中、積載していた車両が原因で高さが限度値を超過(4.5m)していた。その為トンネル内部に設置されていた点検用の足場に車両を衝突させ、足場が落下し、後続の乗用車及び対向車線の乗用車に落下した足場の一部を直撃させた。

確認2

車両の幅、長さ等の最高限度を超える車両を通行させた場合、道路法違反となります。

措置命令処分



道路管理者が、現地で許可なく又は許可条件に反して特殊車両を通行させていることを確認した場合、道路法第47条の3の規定に基づき、違反者に対して積荷の分割等の軽減措置を講じるよう命じたり、軽減措置が不可能なときには通行の中止(高速道路においては、入口でのUターンや最寄インターチェンジからの流出)を命じています。

違反を繰り返した場合

違反を繰り返す場合については警告書を送付し、道路法遵守への取組が不十分な会社として機構HPへの掲載を行います。<http://www.jehdra.go.jp/sharyouseigenrei.html>

許可取消と罰則

以下の要件を満たす場合、許可取り消しや告発を行うことになっています。

許可なく又は許可条件に反して車両を通行させ、

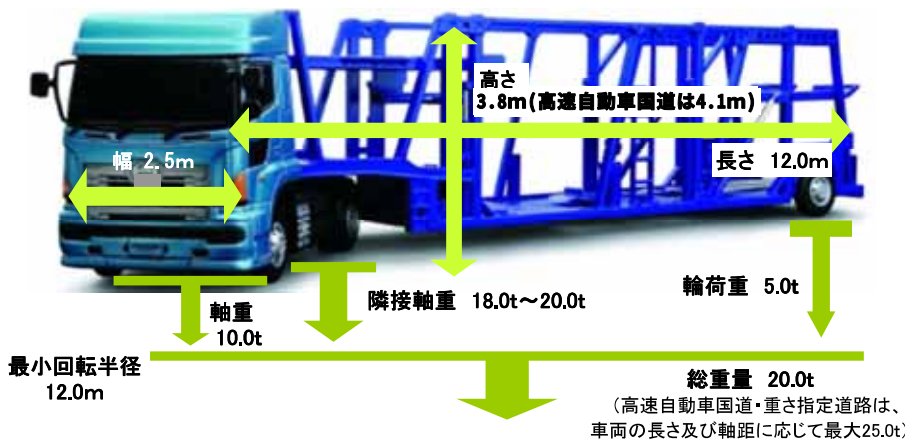
1. 死亡又は重傷に係る交通事故、道路損壊に係る重大な交通事故を発生させた場合
2. 道路管理者の措置命令に違反した場合
3. 常習的に違反している場合

主な罰則 (道路法第101条～105条)

- ・制限値違反 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・措置命令違反 ⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・許可証不携帯 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・法人両罰 ⇒ 上記の罰則

参考

道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)



上記の制限値を超える車両を通行させる場合、許可を得る必要があります。

(道路法第47条2項)

セミトレーラ等の限度値の特例

- ・総重量
25.0t~36.0t
(高速自動車国道及び重さ指定道路において、軸距による)

- ・長さ
セミトレーラ 16.5m
フルトレーラ 18.0m

【注意】

積載物のはみ出しがある場合、長さの特例は適用外です。

※道路交通法では、車両の長さの10%を超えたのはみ出しを禁止しています。

出発前 チェックリスト

許可を受けて通行する際は、運転前に、右記の項目をチェックしてください。

- ☐ 車両(積荷含む)の長さ・高さなどは、許可値をこえていませんか？
- ☐ 許可証を提示出来るように携帯していますか？(許可証の写しは不可)
- ☐ 許可証の期限は切れていませんか？
- ☐ 通行予定経路は許可証の経路にありますか？
- ☐ 通行予定経路の道路の状況(規制情報など)は確認しましたか？
- ☐ 徐行や誘導車等の条件がある場合には、必要な措置をとっていますか？
- ☐ 指定通行時間内に通行する計画になっていますか？

※万が一、事故の時には直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告してください。

以上の内容をご理解いただき、安全に走行してください。